

第11回規制改革推進会議 医療介護WG

「歯科技工所の共同利用・リモートワークの解禁」

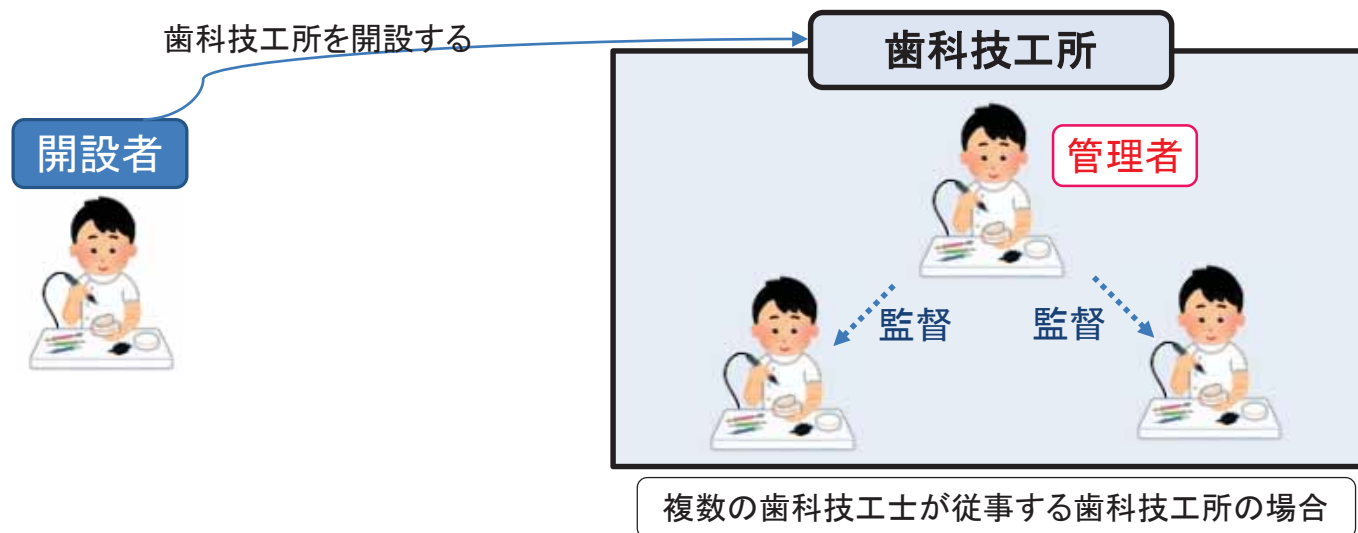
令和3年4月13日(火)

①16:00～16:50

厚生労働省資料

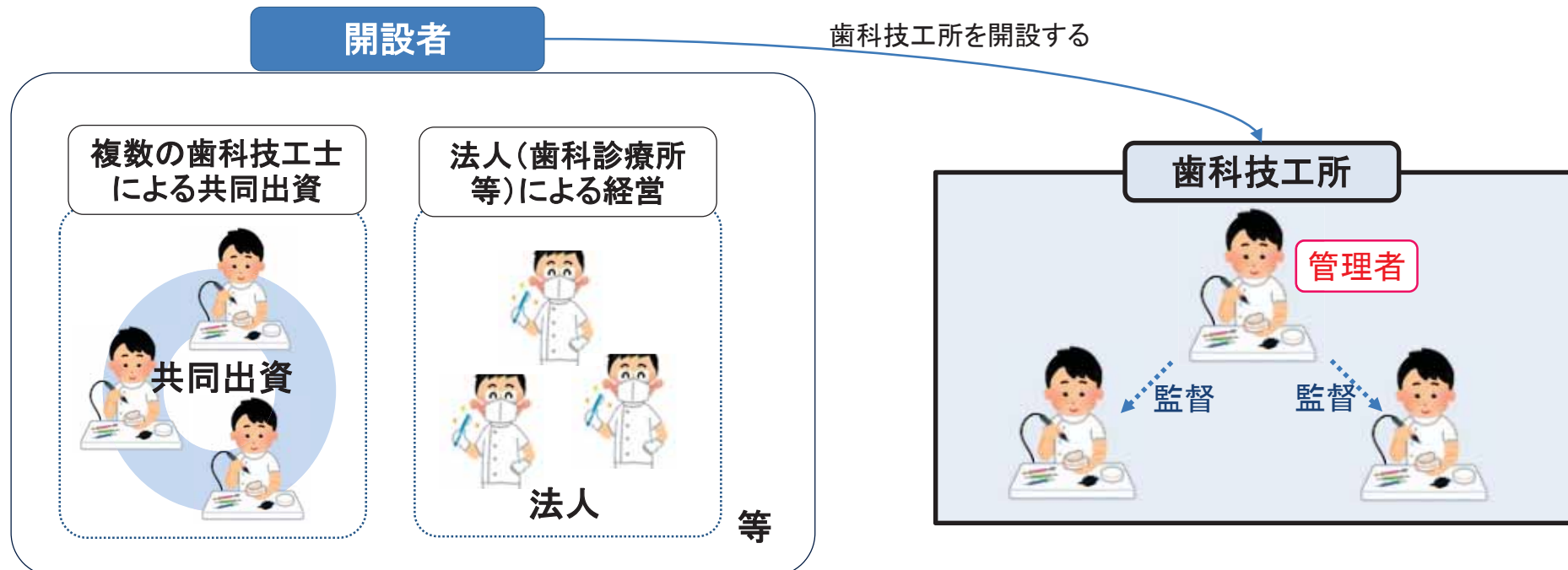
歯科技工所の開設について

- 歯科技工とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。(歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二条)
- 歯科技工所は、法令に定めた構造設備基準を満たし、管理者を置き、その歯科技工所内で管理者の監督の下、歯科技工士等の従業者は業務を行う必要がある。
 - ・構造設備基準を満たす(同法第二十四条)
 - ・管理者を置く(同法第二十二条)
 - ・管理者の監督の下、従事者が業務を行う(同法第二十三条)
 - ・都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所に立ち入り、清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる(同法第二十七条)



歯科技工所の共同開設について

- 歯科技工所は、法令に定めた構造設備基準を満たし、管理者を置き、その歯科技工所内で管理者の監督の下、歯科技工士等の従業者は業務を行う必要がある。
- 例えば、複数の歯科技工士が、共同で一つの歯科技工所を開設することは可能であり、その旨を明確化する。

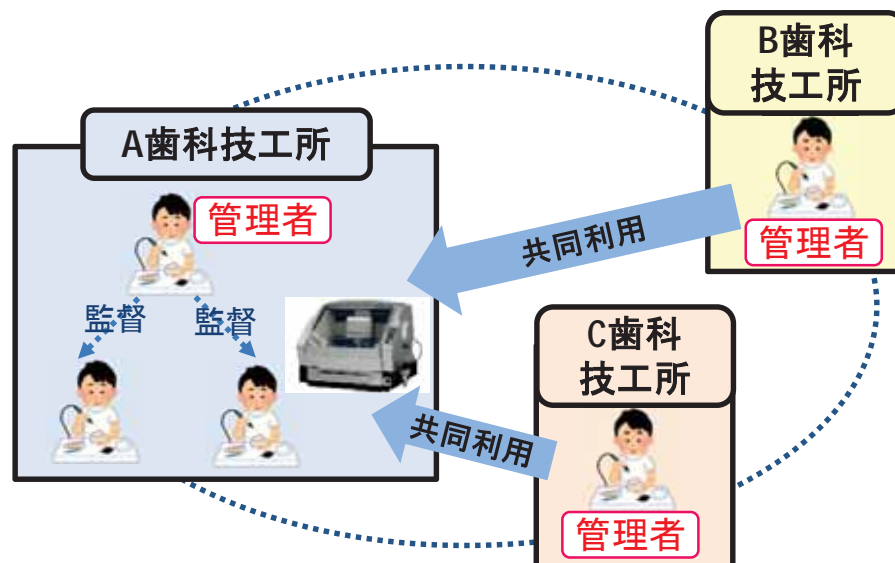


※複数法人等が共同出資する場合もあり得る。

歯科技工所における機器の共同利用について

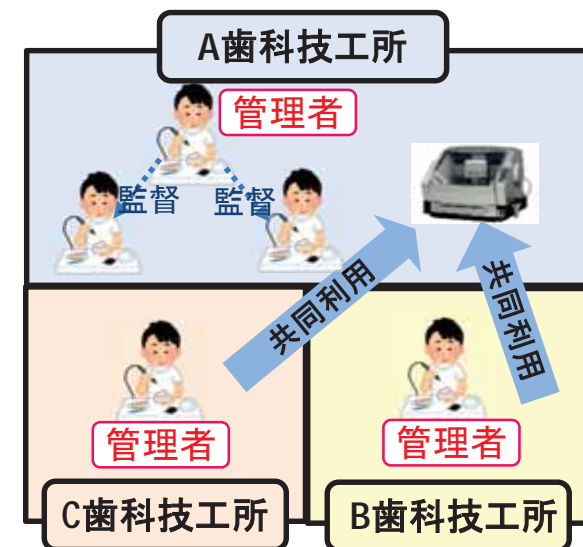
- 近年急速に拡大しているデジタル技術を活用した歯科技工等、その使用方法や管理等に一定の知識を有する高度な機器を用いる歯科技工が増加している。
- 歯科技工に使用する機器の共同利用については、
 - ・ 所属する歯科技工所以外の歯科技工所で機器を用いて歯科技工を行う場合の届出内容の見直しや
 - ・ 歯科技工に必要な歯科医師の指示が、共同利用の場合に、複数の歯科技工所に対してどのようになされる必要があるか（製作過程の一部を委託する場合との違いを整理）等についての整理が必要となる。
- 歯科技工所における業務の効率化や生産性の向上等を推進するため、歯科技工所間の連携による機器の共同利用のあり方については、令和3年度「歯科技工所業務形態改善等調査研修事業」等において検討する。

地域における 歯科技工所間の連携の例



※A,B,Cの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす

隣接して開設する 歯科技工所間の連携の例

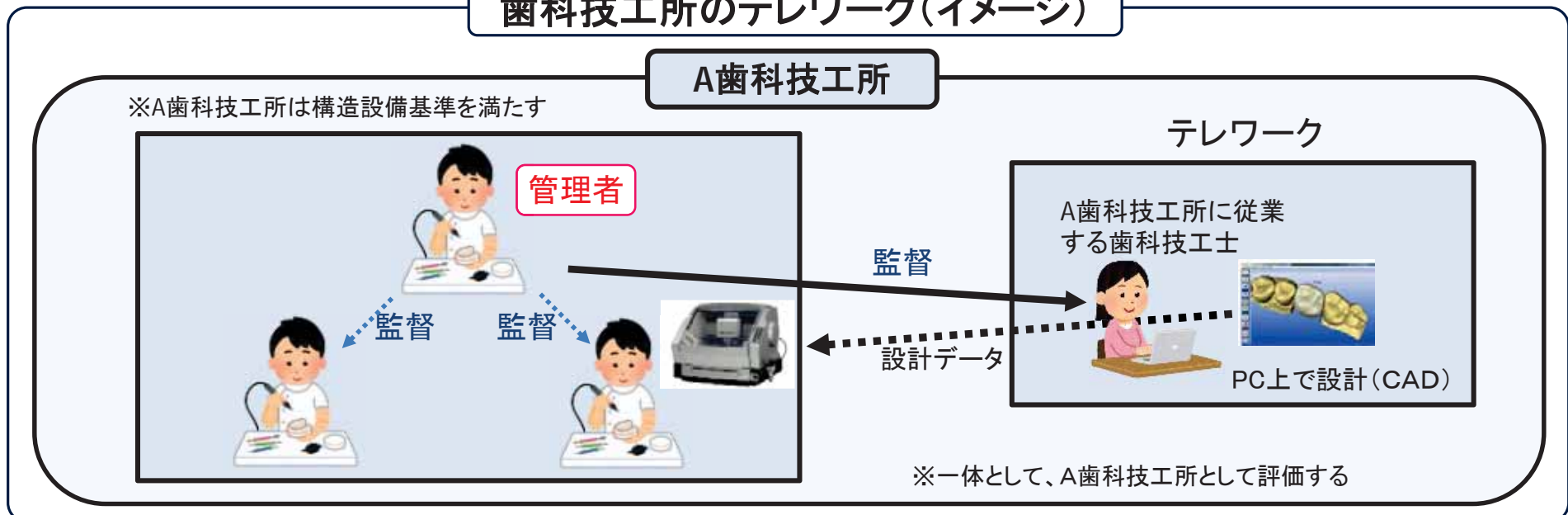


※A,B,Cの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす

歯科技工におけるテレワーク

- 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」において、歯科技工におけるデジタルデータの管理方法等に関する現状把握や課題の分析中であるが、令和3年度は新たに厚生労働科学研究事業「歯科技工業務に関する調査研究」を行い、課題に対する対応策等について検討する予定である。
- これらの研究結果を踏まえ、歯科技工における適切なデジタルデータの取扱いについて整理するとともに、歯科技工士の多様な働き方を推進するよう、管理者の監督下にある歯科技工士の場合にはリモートワーク（テレワーク）を認める方向で、歯科技工におけるテレワークの活用についても検討を進めていく。

歯科技工所のテレワーク(イメージ)

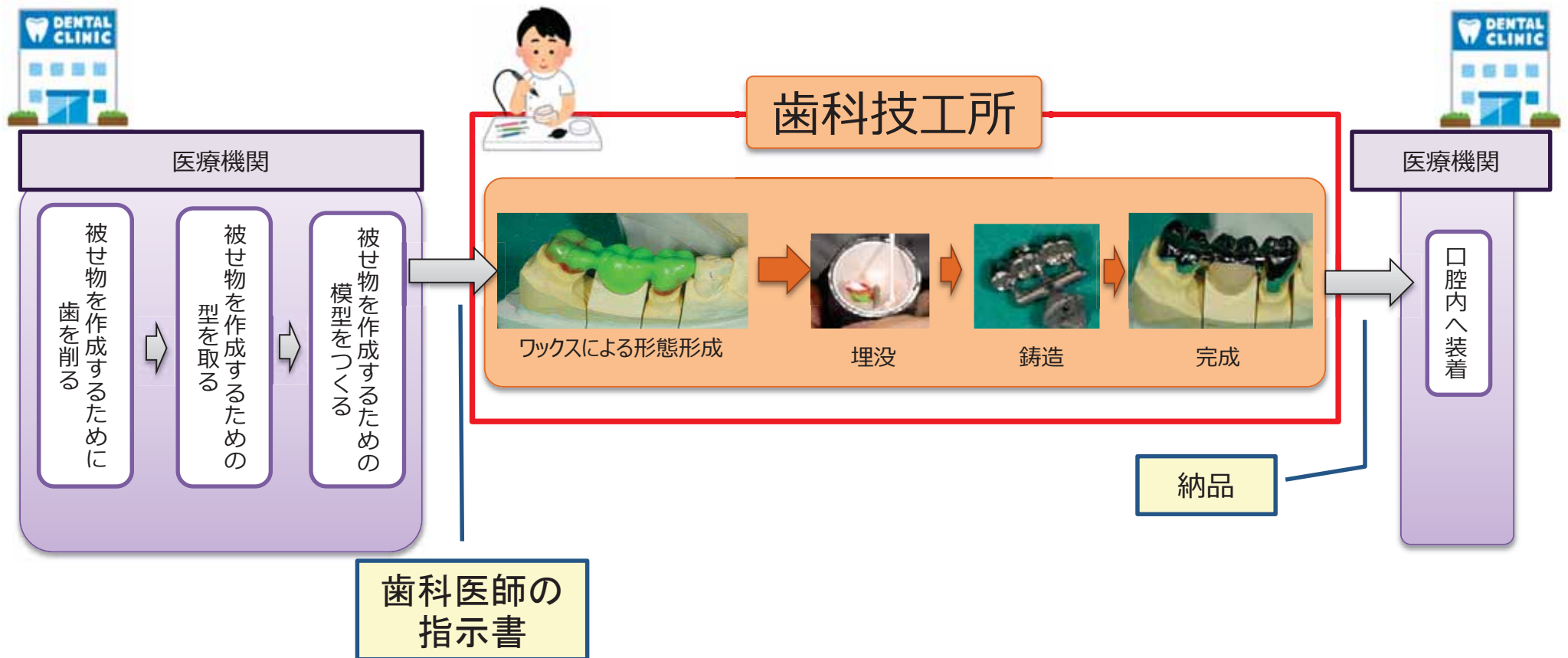


參考資料

(参考)

歯科技工所での歯科技工の流れ

「歯科技工」とは、特定人(患者)に対する歯科医療の用に供する入れ歯や被せ物などの補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する業務(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く)をいう。



(参考) 歯科技工所、歯科技工を行う場所に関する現行法令等

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

<p>(用語の定義) 第二条</p>	<p>この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。</p>
<p>第二条 2</p>	<p>この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。</p>
<p>第二条 3</p>	<p>この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。</p>

(参考)

歯科技工所の開設や設備等に関する現行法令

歯科技工士法 (昭和三十年法律第百六十八号)

(届出) 第二十一条	歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令 ^{※1} で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。
(管理者) 第二十二条	歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。
(管理者の義務) 第二十三条	歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従事者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。
(改善命令) 第二十四条	都道府県知事は、歯科技工所の構造設備 ^{※2} が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。
(立入検査) 第二十七条	都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

※1 (届出事項)

「歯科技工士法施行規則」

第十三条

- 一 開設者の住所及び氏名
(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 開設の年月日
- 三 名称
- 四 開設の場所
- 五 管理者の住所及び氏名
- 六 業務に従事する者の氏名
- 七 構造設備の概要及び平面図

※2 (歯科技工所の構造設備基準)

「歯科技工士法施行規則」

第十三条の二

- 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等^{※3}を備えていること。
- 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 三 手洗設備を有すること。
- 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。等

※3 (歯科技工を行うために必要な設備及び器具等)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成24年10月2日付け医政発1002第1号)

防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、マイクロスコープ、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、吸塵装置 等

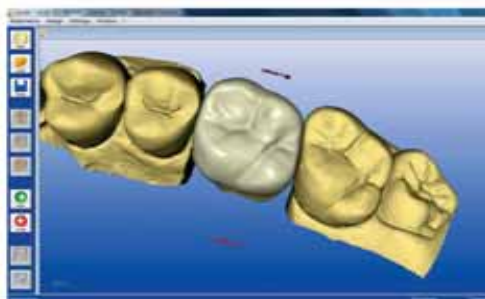
(参考)

歯科用CAD/CAM装置を活用した歯科技工

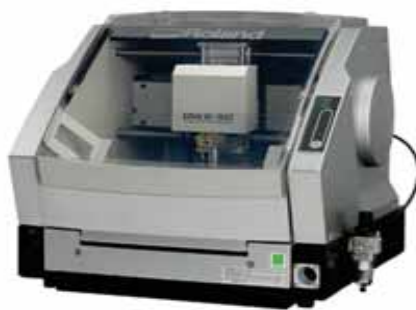
<概要>

- 製作には下記に示すコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を導入する必要がある。
- PC上で、スキャンした作業模型のデータをもとに歯科補てつ物等の設計(CAD)を行い、設計に基づき歯科切削加工用ブロックを削り出す(CAM)。
- 平成26年以降、一部は保険診療において使用することが可能となっている。

CAD/CAM (Computer-Aided-Design/Computer-Aided Manufacturing) を活用したクラウンの製作



PC上で設計 (CAD)



設計に基づき削り出し (CAM)



従来の金属冠



CAD/CAM冠

口腔内に装着

(参考) 歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書
(令和2年3月31日)

歯科技工士の業務等について

<現状と課題>

○CAD/CAM装置等を用いた歯科技工は増加傾向にあり、これらのデジタル技術を活用した歯科技工は今後も増加することが推測されることから、小規模な歯科技工所は、それぞれの得意分野を生かしながら連携を強めていく必要がある。

○また、CAD/CAM装置等を用いた歯科技工の増加に伴い、CAD/CAM装置等のデジタル技術を活用した歯科技工のみを行う歯科技工所の増加が想定される。このような歯科技工所について、構造設備基準等のあり方についてどのように考えるか、検討が必要である。ただし、その際には、安全性や医療情報の管理等も十分に検討する必要がある。

<歯科技工士の業務等に関する今後の方向性>

○デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CADはPC上の作業のみとなることから、歯科技工の過程においてCADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。